

品質技術者資格制度内規

種 類：内 規

議 決：理事会

制定期日：平成25年(2013年)3月25日

改定期日：平成26年(2014年)12月18日

(目 的)

第1条 日本品質管理学会（以下、「本学会」という。）が認定する品質技術者に係る、資格要件並びに認定については本内規の定めるところによる。

(資格の定義)

第2条 品質技術者とは、品質技術に関する高度な能力を備えており、常に自己の品質技術の向上に努めていることを本学会が認定した技術者をいう。また、上級品質技術者とは、品質技術に関するより高度な能力を備えており、常に自己の品質技術の向上に努めるとともに、品質技術の普及・発展に寄与できることを本学会が認定した技術者をいう。

(資格条件)

第3条 品質技術者の対象は、以下の条件を満たす正会員及び職域会員とする。

- (1) 品質管理検定(QC検定)2級以上の合格者であること。
 - (2) 過去1年間以上、本学会または日本科学技術連盟または日本規格協会の事業に参加した実績があり、様式242-1に示す申請書の実績の換算ポイントが所定の値以上であること。
- 2 退会した会員は、再度入会して認定を申請しなければならない。
 - 3 賛助会員は申請することができない。

(申 請)

第4条 認定を申請する正会員は、様式242-2の申請書にて必要な書類及び申請料を添えて、本学会に申請しなければならない。

- 2 翌年の品質技術者の資格継続を希望する場合、原則として前年10月1日～当年9月30日の実績を前回提出の申請書に追記して10月末迄に本学会に提出しなければならない。特段の理由なく活動実績が低い場合には、翌年の品質技術者の資格を認定しない。

(品質技術者の認定)

第5条 品質技術者は理事会で認定する。

(資格の有効期間)

第6条 各年の1月1日～12月31日を有効期間とする。申請した年に関しては、認定を受けた日から12月31日までを有効期間とする。

(資格の種類)

第7条 品質技術者に次の2種類を置く。

- (1) 日本品質管理学会認定 上級品質技術者(Senior Quality Engineer)
- (2) 日本品質管理学会認定 品質技術者(Quality Engineer)

(品質技術者の公表)

第8条 認定を受けた者のリストは、本学会のWebサイトに公開する。ただし、非公開を望む者は公開しない。

- 2 上級品質技術者の認定を受けた正会員は、本人の希望があれば、本学会のWebサイトからのリンクにより、本人のページへのリンクを設置することができる。
- 3 品質技術者の肩書きを名刺に表示することができる。

付 則

1. 本内規は、平成25年(2013年)3月25日制定。即日施行する。
2. 本内規は、平成25年(2013年)5月22日改定。即日施行する。
3. 本内規は、平成26年(2014年)12月18日改定。即日施行する。